

菰野町地域建設業経営強化融資制度事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、菰野町（以下「発注者」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者（以下「元請負人」という。））の資金調達の円滑化を推進することを目的として、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号（以下「国土交通省通達」という。））に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、建設工事請負契約書の条項（以下「契約条項」という。）第5条第1項ただし書に規定する債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、発注者が発注する建設工事のうち、次の工事を除く工事とする。

(1) 債務負担行為、歳出予算の繰越し等により工期が複数年度にわたる工事。ただし、次に掲げる工事を除く。

ア 債務負担行為の最終年度に係る工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であり、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

ウ 債務負担行為又は繰越工事であり、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満の工事

(2) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事

(3) 低入札価格調査制度における調査基準価格を下回って契約した工事

(4) その他元請負人の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡を承諾するにあたって不相当と認める特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、契約条項第32条第2項に規定する検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生

する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約条項第54条第1項に規定する出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金又は部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該工事請負契約の契約変更により工事請負代金債権の額に増減が生じた場合は、前項の工事請負代金債権の額は、変更後の工事請負代金債権の額とする。この場合において、元請負人は債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない。

3 前項の場合において、債権譲渡契約書（様式第1号）に記載された工事請負代金額及び債権譲渡額は、変更後の金額とする。

4 前条第1号ウの債権譲渡の承諾申請は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡の申請は行えないものとする。この場合において、譲渡される工事請負代金債権の額の算定に当たっては、既に支払った当該工事請負代金額も控除することに留意するものとする。

（債権譲渡を承諾する時点）

第4条 債権譲渡の承諾は、第2条に規定する工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とし、承諾にあたっての工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りるものとする。

（債権譲渡の承諾権限）

第5条 元請負人は、債権譲渡を行おうとするときは、契約条項第5条第1項ただし書に規定する承諾を発注者から得るものとする。

（債権譲渡先）

第6条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小・中堅元請建設業者に対する電子記録債（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発行及び特定目的会社に対する

電子記録債権発行に関する指示を含む。)を行う者とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第7条 発注者は、債権譲渡の承諾にあたっては、元請負人から次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書(様式第3号) 1通
- (2) 元請負人と債権譲渡先の調印済の債権譲渡契約書(様式第1号)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(様式第2号) 1通
- (4) 工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面 1通
- (5) 発行日から3か月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通

(債権譲渡の承諾の手続等)

第8条 発注者は、前条に規定する申請書類を受領したときは、速やかに債権譲渡に係る承諾の手続を行うものとする。

2 前項に規定する承諾の手続を行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度による融資を受けるためのものであること。
- (2) 当該債権が第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。
- (4) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡契約書に記載されている譲渡対象債権の金額が工事請負契約に基づき元請負人が請求できる債権金額と一致していること。
- (5) 債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。
- (6) 工事履行報告書により、工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。

3 発注者は、債権譲渡を承諾したときは元請負人及び債権譲渡先の双方に債権譲渡承諾書(様式第4号)を交付するとともに、債権譲渡整理簿(様式第5号)により債権譲渡の申請及び承諾状況の管理を行うものとする。

(債権譲渡の不承諾手続)

第9条 発注者は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しない場合、又は第7条に規定する申請書類の確認により承諾を行うことが不適当と認められる場合には、承諾しないものとする。

2 前項の場合において、発注者は、元請負人及び債権譲渡先の双方に承諾しない旨及び理由を付した債権譲渡不承諾通知書（様式第6号）を速やかに交付するものとする。

（債権譲渡の対抗要件）

第10条 債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付がある承諾を得ている場合は、第三者に対抗できるものとする。

（支払計画等の提出）

第11条 元請負人は、債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの債権譲渡の承諾を受けようとする工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を記載した支払状況・支払計画書（様式第7号）を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認するものとする。

2 保証事業会社は、債権譲渡先から前項に規定する支払状況・支払計画書の写しを受けて確認するものとする。

（保証事業会社による金融保証の保証範囲）

第12条 本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とするものとし、保証範囲は当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金から前払金、中間前払金又は部分払金及び債権譲渡先から元請負人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

（融資審査手続の出来高確認）

第13条 融資審査手続において、出来高確認が必要な場合は、債権譲渡先が当該出来高確認を行うものとする。

（融資実行の報告）

第14条 元請負人及び債権譲渡先は、発注者による債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式第8号）を発注者に提出するものとする。

2 融資実行報告書が提出された後、以後の支出決議等の際に誤った事務処理が行われることを防ぐため、既往の支出負担行為書の負担行為の相手方の欄又は適当な余白に、債権譲渡があった旨、その承諾を行った年月日、債権譲渡先の住所・氏名等及び保証方式の内容を手書きで付記するものとする。

3 元請負人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、第12条に規定する保証事業

会社による金融保証を受けた場合には、速やかに発注者に公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

(債権譲渡後の部分払等の取扱い)

第15条 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は元請負人及び債権譲渡先は契約条項に定める前払及び中間前払金又は部分払（第2条第1号ウで定める工事に係る各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできないものとする。

(被担保債権)

第16条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の下請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該元請負人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

(債権譲渡先の債権金額の請求)

第17条 債権譲渡を受けた債権譲渡先は、確定した債権金額の請求にあたっては、次に掲げる書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書（様式第9号） 1通
- (2) 発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式第4号）の写し 1通
- (3) 発行日から3か月以内の債権譲渡先の印鑑証明書 1通

2 前項に規定する債権金額の請求があった場合は、下記に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 請求金額が第3条に規定する債権譲渡の範囲及び債権譲渡承諾依頼書並びに債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していること。

(2) 請求書等の印影を照合すること。

3 債権譲渡先は、当該工事に係る発注者の検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。

(不正時の対応)

第18条 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金、捜査機関等が、元請負人又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、発注者は当該不正を行った元請負人又は債権譲渡先を本告示の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。

2 元請負人又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、発注者は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振

興基金にその事実を通報するものとする。

(その他)

第19条 本制度は、健全な元請負人が積極的に活用すべきものであって、債権譲渡を申請したことをもって、元請負人の経営状況が不安定であるものとみなし、入札の参加等で不利益な取扱いをするものではない。

2 本制度に係る債権譲渡によって、元請負人の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）が効力を失うまでの間に限り、その効力を有する。